八、専門部規約制定ニ関スル件

情況ヲ採リ組織部ハ市ノ統一ニ立チテ其組織労働ニ対シ組織ノ綱領ヲ示シテ運動スルモノナランモ執ル事ハ其ノ実際運動ニ於テ行ハルベキモノニ派ニ分ル各専門部ノ貴ニ於テ之ヲ合セバ[illegible]故ニ於テ規約ノ必要アリト云ヘ御議ニ入リタルカ大体日本労働組合評議会ノ専門部ノ規約ニ依ルコトニシ制定ハ渡辺君ニ任シ執行

委員会ノ承認ヲ経タル上近ク開催セラルル大会ニ提案ノ決定一致スルコトトセリ

九、中部地方協議会規約改正ノ件

現規約ハ一部執行上不便ノ点アリ日本労働組合評議会ノ規定ヲ参照シ改正スルコトトセリ而シテ大会ニ提出スルコトニ決定ス

（以上）